

桂川町農業委員会第1回総会議事録

- 1 開催日時 平成31年4月10日(水) 午後3時30分～午後4時27分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 12名

正議長	藤春 郁夫	5	山邊俊明	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司	6	古野隆雄	11	中嶋團次
1	都田光義	7	野村邦博	12	平塚重義
2	竹本貞男	8	林 英 明	13	久保正澄
3	神崎宏昭	9	高嶋征敏	14	大塚清文
4	金田義幸	10	原 中 壽		

- 4 欠席委員 0名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3)議 案 第3号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4)報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大屋 智久
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 堀之内 友寛

7 会議の概要

- 事務局 ご起立お願いします。
 只今より平成31年度第1回農業委員会総会を開催させていただきます。
 姿勢を正してください、礼。御着席ください。
 これより農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っ
 ていただきます。よろしくお願いします。
- (会長あいさつ)
 (現地確認へ)
- 議長 只今より平成31年度第1回桂川町農業委員会総会を開催いたします。
 本日の出席委員は12名中12名出席で定足数に達しておりますので総会
 は成立しております。それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から
 指名させていただく事にご異議ありませんか。
- 会 場 (異議なしの声)
- 議長 それでは議事録署名委員を1番都田光義委員、2番竹本貞男委員にお願
 います。なお、会議書記には農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたし
 ます。
 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議案
 に供します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 **【議案書に基づき説明】**
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等は
 ございますか。
- 林委員 この方は畑をされるわけですかね。
- 事務局 畑です。
- 林委員 こういう所では採算は合うものなんですか。私は農業をしていないから
 どうなのかなと思って。
- 事務局 そうですね、採算といわれますとなかなか厳しいものがございますけど
 も。

議 長 厳しいと思います。厳しいでしょうけど、申請者がこの土地で畑にしたいということで探されていたみたいで。家庭菜園みたいな形でされるんじゃないかなど。

これについては約3反しかありませんけれど、後で出てきますが、使用貸借の方で2反ちょっとありますので下限面積はクリアしています。

林 委 員 農業初めての方ですか。

議 長 はい。

事 務 局 ご本人様から計画の中で畑作として、キャベツ、ブロッコリー、ナスなどの野菜を作りたいという事があがっております。

議 長 他はありませんか。

それでは質問が無いようですので、採決いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請は原案のとおり決定しました。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の久保正澄委員より説明をお願いします。

久保委員 議案第2号番号1、農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。今回の申請地につきましては、4月8日に農業委員会事務局の堀之内書記の立会のもと確認いたしました。申請者、株式会社トライアルカンパニーさんが店舗の建設をするという事で、農地の転用許可申請が提出されています。事前に地元水利関係者との協議も行われ、同意もとられておりますので、特に問題はないかと判断しております。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等は

ございますか。

林 委 員 今、農業委員会にかかる前に試掘をしますけれど、農業委員会は通るといふ事を見越しての試掘になるんですかね。

事 務 局 これにつきましては、開発行為という形で申請が出ておりますので、この段階をもちまして町としては試掘調査を実施という、そういう流れです。

林 委 員 県の開発行為ですか。

事 務 局 いえ、町の方ですね。企画財政課になりますけれども。開発行為の申請がなされております。

林 委 員 農業委員会は通さないでいいんですか。

事 務 局 農業委員会というのは農地法の関係になりますので、当然転用の件につきましては農業委員会ということになりますので、農業委員会の許可がなければですね。

林 委 員 そういう事を見越してしているような事ですよ。

事 務 局 こういふ申請が出る時が同時的などころで、開発行為も申請があつて、なおかつ転用の申請も時期的には同時に申請がなされております。

林 委 員 それともう一つ。試掘した結果はどうなっていますか。

事 務 局 農業委員会事務局としましては、まだ結果はお聞きしておりません。しかしながら先ほど車内でもご説明させていただきましたけれども、今やっているのが試掘調査になります。もしこの後文化財的な物が発掘されれば、発掘調査という形で調査が切り替わるといふ事になります。もし重要な文化財的な物が発掘されれば、当然、今後調査期間が長びくといふ事になりまして、今事務局の方ではまだ結果は聞いておりません。

林 委 員 もう出てるんじゃないんですか。

久保推進委員 古い溝の跡がですね。あれは昔30年くらい前ですかね、整備してその時に暗渠排水を通してらるんです。その暗渠排水よりもちよつと高いぐらゐの所に溝があるんですよ。そこだけ見てますね。上2枚だけを調査し

てます。

林 委 員 上2枚という事は、建物が建つ所ということ。

久保推進委員 大体そうですね。

林 委 員 駐車場になる所はあんまりしてないですね。

久保推進委員 何で上2枚だけするかは、わかりませんが。

林 委 員 図面を見たら建物が建つ所みたいですね。

久保推進委員 そうですね。ただ、範囲がですね、遺跡がある可能性がありますよという所があるらしいんですよ。町の中に。たとえば防災区域とかであるじゃないですか。あんな感じでここには遺跡がある可能性がありますよという区域を作ってあるらしいんですよ。そこに入っている所は調査しないといけないらしいですね。反対側のダイナムの時はそういうのがなくて、そのまま埋めてましたもんね。その頃にそういう条例があったかなかったか知らないですけど。という事で、掘っているみたいです。

林 委 員 後から会議がありますので、その間に聞いてみて報告ください。

事 務 局 はい。

平塚推進委員 いいバイ桂川はどういう対応をするんですか。私たちは高齢者でとれたて村は出しきらないと思うけど、いいバイはどうするかと思って。

議 長 産直コーナーの話ですか。

平塚推進委員 はい。

事 務 局 これは、まだ許可が出ていない状況でございますので、当然許可となれば今後そこにつきましては当然協議なりという所は進めていかないといけないと思っております。

議 長 産直コーナーとしてはですね、皆さんも出されたら、たぶんせまいですかね。4m80cmしかないからですね。ちょっとせまいんじゃないかなと思います。協議事項になってくると思いますから。

野村委員 雇用に関する協定書が交わされて、一応雇用計画書が出てますけれど、この確認というのは誰がするんですか。要するに、農家関連の人が雇われているという確認。

事務局 ここが県の案件ということもございまして、最低要件として必要だという事で、当然トライアルさんからすればその辺の確認はできませんので、県から私供が言われておりますのは、町としてもその辺は農業委員会としてお手伝いではないですけど、その辺の確認作業的なところはやっていただきたいという話があります。

野村委員 という事は雇用する時に、社員名簿とかが上がってくるんですか。

事務局 これがですね、実際は建設する最初の年度だけではなくて、今後ずっと続いていくことになりますので、そこは当然、町としましても確認を続けていかないといけないという所ではあります。

野村委員 町内だったらある程度わかるけれど、町外の人が農業従事しているとかいうのは分かりませんよね。

金田委員 それはしょうがないんじゃないんですか。予定は予定であって。通さないといけないからしてるだけであって。

野村委員 要はそれでしょ。

議長 あのですね、他町から入ってくると思います。120名中36名は、町内からしてくれという状況ですから、それを達成できなかつたら年齢を緩和するとかそういったところまでいれていくと思います。今は大体の目標設定みたいなものですから、確実に36名雇うとなったら、それはちょっと先々難しい部分もあると思います。後は努力してもらわないといけないですよ。

高嶋委員 この間、私の知っている所もトライアルができたんですけど、きっちり人集めしているみたいですね。そんな話が出てました。どこのスーパーや企業よりも真面目にしているみたいですね。

議長 他に質問はありますか。それでは採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の

方は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第3号桂川町農用地利用集積計画の決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件
平成31年4月11日から平成34年4月10日 3年 賃貸借権
通年 田 水稲 3, 487㎡ 2筆 貸手1 借手1
平成31年4月11日から平成36年4月10日 5年 賃貸借権
通年 田 水稲 11, 522㎡ 12筆 貸手3 借手3
平成31年4月11日から平成37年4月10日 6年 賃貸借権
通年 田 水稲 17, 475㎡ 13筆 貸手3 借手1
平成31年4月11日から平成41年4月10日 10年 使用貸借
通年 田 水稲 2, 172㎡ 1筆 貸手1 借手1

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

それでは採決いたします。議案第3号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告事項第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

林 委 員 相続人と、被相続人とはどういうふうになりますか。

議 長 相続人が、〇〇さんで息子さんです。被相続人というのが〇〇さんでお父さんになります。亡くなられています。

林 委 員 こういう書き方でいいんですか。

大塚委員 登記がまだだからそういう形になっているんでしょう。

林委員 相続人じゃないって事でしょう。

大塚委員 相続人だけど、登記がまだできてないからこういう書き方なんじゃないんですか。

久保推進委員 田んぼの名義がお父さんだからでしょう。

事務局 そうです。

議長 他にはありませんか。それでは報告事項第1号を終ります。つづきましてその他事項を事務局よりお願いします。

事務局

その他事項

- ・認定農業者について
- ・加工品、特産品の販売について
- ・平成31年度の農事区長・水利組合長名簿について
- ・農業委員活動記録簿の提出のお願い
- ・互助会研修アンケートについて

次回の農業委員会は5月10日金曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第1回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____